

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることに
より、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とすること。
(第一条関係)

第二 定義

一 この法律において「海外社会資本事業」とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であつて、海外において行われるものとする事。

二 この法律において「機構等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（第四及び第十六において「鉄道・運輸機構」という。）、独立行政法人水資源機構（第五において「水資源機構」とい

う。）、独立行政法人都市再生機構（第六において「都市再生機構」という。）、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社をいう。第十において同じ。）、国際戦略港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十一において同じ。）及び中部国際空港株式会社（中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十二において同じ。）をいうものとする事。 （第二条関係）

第三 基本方針

一 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする事。

二 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする事。

- 1 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項
- 2 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項

3 機構等に行わせる海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に資する調査その他の業務に関する基本的な事項

4 機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の連携及び協力に関する事項

5 その他海外社会資本事業の促進に関する重要事項

三 基本方針は、良質な社会資本の整備、運営及び維持管理並びに海外社会資本事業への参入に関する国際的動向を踏まえつつ、我が国に蓄積された良質な社会資本に関する知識、技術及び経験を活用し、国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の相互の連携及び協力の下に、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図ることを旨として、定めるものとする。

四 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水資源の開発又は利用のための施設に係る海外社会資本事業に関する部分については厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に、住宅金融支援機構に行わせる業務に関する部分については財務大臣に、それぞれ協議しな

なければならないものとする。

五 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(第三条関係)

第四 鉄道・運輸機構の行う海外高速鉄道調査等業務等

一 鉄道・運輸機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、次に掲げる業務を行うものとする。

1 新幹線鉄道（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第四条第三号に規定する新幹線鉄道をいう。）の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を行うこと。

2 1に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

3 2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 鉄道・運輸機構は、一の2に掲げる業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を

受けなければならないものとする。

三 国土交通大臣は、二の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(第四条関係)

第五 水資源機構の行う海外調査等業務

水資源機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、水資源の開発又は利用であつて海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修の業務を行うものとする。

(第五条関係)

第六 都市再生機構の行う海外調査等業務

都市再生機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、市街地の整備改善又は賃貸住宅の供給、管理若しくは増改築であつて海外において行われるものに関する調査、調整及び技術の提供の業務を行うものとする。

(第六条関係)

第七 住宅金融支援機構の行う海外調査等業務

住宅金融支援機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、住宅の建設、購入、改良又

は移転に必要な資金の融通であつて海外において行われるものに関する調査、研究及び情報の提供の業務を行うものとする事。

(第七条関係)

第八 日本下水道事業団の行う海外技術的援助業務

日本下水道事業団は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、下水道の整備に関する計画の策定若しくは事業の施行又は下水道の維持管理であつて海外において行われるものに関する技術的援助の業務を行うものとする事。

(第八条関係)

第九 成田国際空港株式会社 of 行う海外空港整備等事業等

成田国際空港株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次に掲げる事業を行うものとする事。

- 1 海外の空港の整備及び運営並びにこれらに関する調査
 - 2 1に掲げる事業に附帯する事業
- (第九条関係)

第十 高速道路株式会社 of 行う海外道路調査等事業等

高速道路株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、道路の整備又は維持管理で

あつて海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を行うものとする事。

(第十条関係)

第十一 国際戦略港湾運営会社の行う海外港湾整備等事業等

国際戦略港湾運営会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次に掲げる事業を行うものとする事。

1 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

2 1に掲げる事業に附帯する事業

(第十一条関係)

第十二 中部国際空港株式会社の行う海外空港整備等事業等

中部国際空港株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次に掲げる事業を行うものとする事。

1 海外の空港の整備及び運営並びにこれらに関する調査

2 1に掲げる事業に附帯する事業

(第十二条関係)

第十三 機構等への情報提供等

一 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者に対し、必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

二 国土交通大臣は、一の規定により情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うため必要があると認めるときは、水資源の開発又は利用のための施設に係る海外社会資本事業に関する事項については厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣に対し、住宅金融支援機構に行わせる業務に関する事項については財務大臣に対し、それぞれ必要な協力を求めることができるものとする。 (第十三条関係)

第十四 関係者の協力

国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。 (第十四条関係)

第十五 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は

、政令で定めるものとする。

(第十五条関係)

第十六 過料

第四の二の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした鉄道・運輸機構の役員は、二十万円以下の過料に処するものとする。

(第十六条関係)

第十七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第二条から第八条まで関係)